

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止対策期」の延長を
受けた学校の対応について（6月6日～6月19日）

県内における新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、本日行われた、第106回香川県新型コロナウイルス対策本部会議にて、「感染拡大防止対策期」の延長が決定されました。県内の学校において、特に対応いただきたい点をまとめましたので、各学校においては、下記の点に留意し、引き続き緊張感をもって、感染症対策の徹底を図るよう、お願いします。

なお、文部科学省が示す学校の行動基準は、「レベル2」を継続することを申し添えます。

記

1 児童生徒及び教職員の心身状況の把握、心のケア等

- ・ マスクの着用については、文部科学省からの「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を参考に、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離を確保できる場合や体育の授業では着用は要しないこと、熱中症のリスクを踏まえた着脱を行うことなど、夏季を迎えるにあたっての留意点を、児童生徒や保護者に説明すること。
- ・ 風邪症状等がなかったか土日等授業日以外を含めた毎日の健康観察を家庭で行うことができるよう、健康観察表を改善し、活用すること。
- ・ 本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校や出勤を控えるよう周知徹底し、授業日においては出席停止とする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 児童生徒本人は行政検査の対象になっていないものの、家族が行政検査の受検を予定している、または、検査結果を待っている間に、児童生徒が陽性と判明するケースがあることを本人や保護者に周知するとともに、本人や保護者から登校を控えたいと申し出があった場合は、出席停止にする等、柔軟な対応をとること。
- ・ 登校時の健康観察（検温結果及び健康観察票等の確認）を担任等が確認すること。その際、担当者一人に負担がかからないよう、分担を行うこと。
- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による心理面・福祉面からの支援ができるよう、管理職のリーダーシップのもと、関係教職員がチームとして組織的に対応すること。
- ・ 感染の判明や濃厚接触者の特定等により、学校行事が延期になったり、部活動の試合に出場できなかつたりすることで、一部の児童生徒に非難が集中し、いじめや差別を受けることがないよう、適切に指導すること。
- ・ ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別等が起きることがないよう留

意するとともに、希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、医療機関等でのワクチン接種や、接種後の発熱等の際については欠席とはせず出席停止とするなど環境整備に努めること。

2 児童生徒及び教職員が感染者又は濃厚接触者に特定された場合の対応

下記に該当する場合、本人や保護者から学校に速やかに連絡をするよう、協力依頼をし、学校は連絡体制を整備しておくこと。

(1) 感染者と判明した場合

(2) 濃厚接触者に特定された場合

- ※ (1) に該当した場合、速やかに管理職を中心とした関係職員と情報共有を図ったうえで、担当課へ連絡すること。
- ※ 状況により、新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業を行う場合は、臨時休業報告書(様式5)を保健体育課へ提出すること。
- ※ (2) の場合で、その後、感染が判明した場合は必ず報告すること。
- ※ 生徒等に感染者が発生した場合の「学校感染対策検査実施事業」については、より早く検査結果を把握できる抗原定性検査(県立特別支援学校については引き続きPCR検査)により行うとともに、感染者数や、同一学級におけるこれまでの感染状況に応じて、迅速に学級閉鎖等の臨時休業を行うなど、学校医と相談の上、感染拡大の防止を図ること。(臨時休業の基準等については、令和4年5月13日付4教保第112604号「新型コロナウイルス感染者と判明した場合における学校の臨時休業等の対応について」参照)
- ※ これまでにクラスターが発生している学校については、より慎重な対応を行うため、活動停止の期間の延長について、保健体育課が各学校と個別に協議する。
- ※ 県立特別支援学校においては、児童生徒及び教職員が感染者となった場合、濃厚接触者等の特定に必要な情報の提供等、保健所に協力すること。

3 各教科や特別活動等における感染症対策

文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)」を参照するとともに、特に下記の点に留意すること。

(1) 各教科における対応

- ・ 各教科における「感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動」は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行ったうえで実施することを検討すること。
- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはさせず、器具や用具を共有で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(2) 特別活動等についての対応

- ・ 修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況や感染防止策等を勘案したうえで、実施の可否を検討すること。実施にあたっては、出発1週間前から「健康観察の記録表」等を活用した入念な健康観察を行うことをはじめ、適切な感染防止策を十分に講じること。

- ・ 五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底したうえで、受入れを行う。
- ・ 宿泊を伴わない活動においても、感染状況を勘案のうえ、実施の可否を判断するとともに、実施にあたっては、感染症対策を徹底すること。

4 部活動

(1) 実施の可否について

	区分	実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

(2) 実施上の留意点

- ・ 「部活動実施マニュアル～6月6日からの部活動について～」を遵守し、練習実施計画書や報告書、体調管理チェックシートによる管理、感染者が発生した場合の検査などによる感染症対策を徹底することを前提に、練習を可とすること。
- ・ 屋内運動部活動におけるチェック項目を追加した「感染症対策チェック表（部活動編）」や、部活動における過去の感染事例と対応状況を参考に、各学校・部活動に応じた対策を講じることにより、感染予防と感染拡大防止に努めること。
- ・ 練習試合を含めた交流・合同練習等や大会参加等については、校長が実施計画・大会要項等を十分に確認したうえで判断し、決定すること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用は、屋外の活動に限らず、屋内の体育館等を含め、活動を実施する際には、マスクの着用は必要ないが、近距離で組み合ったり接触したりする運動をはじめ、活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応すること。

(3) 感染が判明した場合の活動について

【ア、イ、カ（以下、「練習等」という。）について】

- ・ 当該部活動の全ての部員において学校感染対策検査実施事業（抗原検査）等による検査を実施し、結果が判明するまで当該部活動を停止すること。
- ・ 同一部活動で3人以上の感染が判明した場合、原則として、練習等については、感染者と最後に活動した次の日から、2日間停止し、その後の練習等の再開については、校長が適切に判断すること。
- ・ 同一部活動で5人以上の感染者が生じた場合、練習等の停止期間を感染者と最後に活動した次の日から3日間とし、その再開にあたっては、あらためて抗原検査等を行い、陰性を確認したうえで、校長が適切に判断すること。

- ・ これまでにクラスターが発生している部活動については、より慎重な対応を行うため、活動停止の期間の延長について、保健体育課が各学校と個別に協議すること。

【ウ、エについて】

- ・ 大会主催者が定める参加基準に従うとともに、抗原検査等で陰性が確認できた部員については、健康観察を徹底のうえ、参加を認めること。

5 その他

- ・ 香川県作成の「新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針」や香川県教育委員会作成「学校における感染症予防対策ガイドライン ver.3」に示されている内容を確認し、留意すること。
- ・ 学校や家庭生活において、手洗い、換気などの基本的な感染症対策を行うよう、児童生徒に促すこと。
- ・ 学校行事等の開催にあたっては、3密の回避を徹底すること。
- ・ 昼食時等、食事の前後での手洗いを徹底し、一方向を向いて食事をする、食事中は会話をしない等、飛沫を飛ばさない対策を徹底すること。
- ・ 授業及び部活動終了後は、児童生徒間で会食をせず、速やかに帰宅するよう、周知すること。
- ・ マスクの着脱については、適切な着用を行うとともに、これまでの通知を遵守し、健康状態等様々な理由でマスクを着用する、またはできない児童生がいじめや差別を受けることがないよう、適切に指導すること。
- ・ 可能な限り、常時換気を行い、常時換気が難しい場合は、30分に1回以上数分間程度、窓を全開にし、換気を行うこと。
- ・ 新型コロナウイルス感染症による出席停止及び臨時休業中は、自宅待機をするよう、保護者に協力依頼をすること。また、その間、発熱等の風邪症状がある場合は、速やかに病院受診をし、主治医に身近な人が感染している旨を伝えるよう、周知しておくこと。
- ・ 本通知に示していない感染症対策についても、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2022.4.1 Ver.8)」を参照し、全教職員が対応に当たるとともに、教職員も自身の健康観察に努めること。
- ・ 休日に友人宅で宿泊したり、感染症対策なく食事を共に摂ったりすることで、感染が拡大する例もあることから、休日中の感染症対策も含め、指導すること。
- ・ 濃厚接触者及び感染者やその家族等はもちろんのこと、県外等校区外からの転入生等が、不当な理由でいじめや差別を受けることがないよう、人権に最大限配慮するとともに、該当の児童生徒及び教職員が学校に復帰しやすいよう、環境を整えること。
- ・ 各学校に配布されている「学校における感染症対策実践事例集（令和4年3月 公益財団法人 日本学校保健会）」を参考に、感染症対策の充実につなぐこと。